

2018年7月20日 全13頁

# 安定調達比率に関する告示案の公表

## 国際統一基準行に対して2019年3月31日から適用予定

金融調査部  
主任研究員 金本悠希

### [要約]

- 6月29日、金融庁が安定調達比率に関する告示案を公表した。7月30日まで意見が募集されている。
- 安定調達比率とは、「売却が困難な資産(所要安定調達額。オフ・バランスシートを含む)を保有するのであれば、これに対応し、中長期的に安定的に調達(負債・資本)することを求めるもの」であり、2014年10月にバーゼル銀行監督委員会で合意された。
- 国際統一基準行は、2019年3月31日から、安定調達比率を開示し、同比率が100%以上であることが求められる(国内基準行は適用対象外)。100%を下回った場合、当局による監督上の措置として、報告が求められ、必要な場合は業務改善命令が発出される。

## 1. 安定調達比率規制の告示案の公表

2018年6月29日、金融庁が安定調達比率に関して、「銀行法第十四条の二の規定に基づき、銀行がその経営の健全性を判断するための基準として定める流動性に係る健全性を判断するための基準」の改正案(以下、「告示案」。なお、現行の告示は「現行告示」とする)、安定調達比率の開示に関して、「銀行法施行規則第十九条の二第一項第五号ホ等の規定に基づき、流動性に係る経営の健全性の状況について金融庁長官が別に定める事項」の改正案(以下、「開示告示案」)及び主要行等向けの総合的な監督指針の改正案(以下、「監督指針案」)等を公表した<sup>1</sup>。7月30日まで意見が募集されている。

告示案・開示告示案は、2014年10月のバーゼル銀行監督委員会での合意<sup>2</sup>に沿って、我が国に安定調達比率を導入するものである。

安定調達比率とは、「売却が困難な資産(所要安定調達額。オフ・バランスシートを含む)を

<sup>1</sup> 金融庁ウェブサイト「流動性比率規制(第1の柱・第3の柱)に関する告示等の一部改正(案)の公表について」(<https://www.fsa.go.jp/news/30/ginkou/20180629.html>) 参照。

<sup>2</sup> 鈴木利光「安定調達比率(NSFR)(バーゼルⅢ)」(2015年3月18日付大和総研レポート) ([https://www.dir.co.jp/report/research/law-research/regulation/20150318\\_009563.html](https://www.dir.co.jp/report/research/law-research/regulation/20150318_009563.html)) 参照。

保有するのであれば、これに対応し、中長期的に安定的に調達（負債・資本）することを求めるもの<sup>3</sup>である。告示案・開示告示案により、国際統一基準行は、2019年3月31日から、安定調達比率（連結及び単体）を算出の上、同比率が「100%以上」であることが求められ、四半期ごとに所定の様式で同比率及び関連項目を開示することが求められる（国内基準行は適用対象外）。

## 2. 安定調達比率の算出

### (1) 概要

海外営業拠点を有する銀行、すなわち国際統一基準行は、連結及び単体で、安定調達比率が「100%以上」であることが求められる（告示案 74、78）。以下、連結安定調達比率を前提に説明する。

連結安定調達比率は、以下の算式で算出される（告示案 74）。

$$\text{連結安定調達比率} = \frac{\text{利用可能安定調達額}}{\text{所要安定調達額}}$$

分子の利用可能安定調達額には、安定的な調達資金である一定の自己資本や負債が含まれ、調達資金の額に、調達資金の項目ごとに安定性を考慮して定められた一定の算入率をかけて算出する（安定性が高いほど算入率が高い）。

一方、分母の所要安定調達額には、処分制約のある資産や不良債権などの売却が困難な資産が含まれ、資産の額に、資産の項目ごとに売却の困難さを考慮して定められた一定の算入率をかけて算出する（売却が困難な資産ほど算入率が高い）。

本告示案は、2019年3月31日から適用される（告示案附則 1）。

### (2) 利用可能安定調達額

利用可能安定調達額の項目と算入率（利用可能安定調達算入率）の概要は、次ページの通りである（告示案 82～86）。

<sup>3</sup> 注 1 参照。

図表 1 利用可能安定調達額の項目と算入率

算入率	項目
100%	○規制資本の基礎項目（残存期間1年未満のTier2資本の基礎項目を除く） ○その他の資本調達手段（残存期間1年以上） ○残存期間1年以上の負債又は資本
95%	○個人・中小企業等からの「安定預金」（満期がなく要求払い預金である、又は残存期間1年未満）
90%	○個人・中小企業等からの「準安定預金」（満期がなく要求払い預金である、又は残存期間1年未満）
50%	○金融機関等以外（個人及び中小企業等を除く）からの資金調達（残存期間1年未満） ○適格オペレーショナル預金（残存期間1年未満） ○中央政府、中央政府以外の公共部門及び国際開発銀行からの資金調達（残存期間1年未満） ○金融機関等・中央銀行等からの資金調達（残存期間6ヵ月以上1年未満） ○上記以外の負債又は資本（残存期間6ヵ月以上1年未満）
0%	○上記以外の、期限の定めのない負債 ○ネットのデリバティブ負債の額（デリバティブ資産控除後） ○有価証券、コモディティ、外国通貨又はこれらの対価の受渡し又は決済を行う取引に係る一定の未払い金（※1） ○デリバティブ取引等に関連して受け入れた変動証拠金・当初証拠金 ○金融機関等・中央銀行等からの資金調達（残存期間6ヵ月未満） ○上記以外の負債又は資本（※2）

（※1）市場慣行に基づく約定日から受渡日までの決済期間内、又は約定日から4営業日以内に決済されると見込まれるもの等が含まれる。

（※2）繰延税金負債、非支配株主持分（算入率100%が認められる規制資本の基礎項目に含まれるものを除く）のうち、残存期間が1年以上のものは100%、6ヵ月以上1年未満のものは50%の算入率が適用される。

（出所）告示案を基に大和総研金融調査部制度調査課作成

#### （ア）安定預金・準安定預金

図表1のように、個人・中小企業等からの「安定預金」のうち、満期がないもの、又は残存期間が1年未満の「安定預金」は、算入率95%が適用される（告示案83）。「安定預金」とは、リテール預金<sup>4</sup>又は中小企業等預金<sup>5</sup>のうち、以下のいずれかを満たすもので、実効的な預金保険制度により預金保護が行われる部分である（告示案83一、現行告示20①②）。

①預金者等と銀行又は連結子法人等との間の継続的な取引関係により、預金等の払戻しを請求する蓋然性が低いと認められること

②預金者等が日常用いる預金口座に預け入れたものであること

<sup>4</sup> 個人（個人事業者を除く）から受け入れた預金等（現行告示1四十一）。

<sup>5</sup> 銀行又は連結子法人等に預け入れた預金等の額の合計額が1億円未満である、一定の事業法人等（法人、個人事業者その他これらに準ずるもの）から受け入れた預金等（現行告示1四十二～四十四）。

一方、算入率 90%の項目に関して、「準安定預金」とは、リテール預金又は中小企業等預金のうち、「安定預金」に該当しないものである（告示案 84 一）。

#### （イ）適格オペレーショナル預金

図表 1 のように、「適格オペレーショナル預金」のうち、残存期間 1 年未満のものは、算入率 50%が適用される（告示案 85 二）。「適格オペレーショナル預金」とは、一定の要件を満たすクリアリング業務、カストディ業務、キャッシュ・マネジメント業務に関連して預け入れられた預金等で、所定の要件を満たすものが該当する（現行告示 1 五十八～六十二、29）。

#### （ウ）デリバティブ負債の額

図表 1 のように、デリバティブ負債の額からデリバティブ資産の額（後述）を控除した額<sup>6</sup>は、算入率 0%が適用される（告示案 86 二）。デリバティブ負債の額は、デリバティブ取引等ごと<sup>7</sup>に、時価評価して算出した負の再構築コスト（0 を上回る場合は 0）の絶対値から、差し入れた変動証拠金の額を控除した額（0 を下回る場合は 0）の合計額と算出される（告示案 80①）。

#### （エ）レポ形式の取引による負債の額

利用可能安定調達額に算入される負債のうち、レポ形式の取引による負債の額は、レポ形式の取引における現金の支払債務の額<sup>8</sup>の合計額とされる（告示案 81①）。

ただし、当該支払債務を生じたレポ形式の取引、及び現金の受取債権を生じたレポ形式の取引が、同一の取引相手と行われたものである等<sup>9</sup>の要件を満たす場合、支払債務の額から受取債権の額を控除した額（0 を下回る場合は 0）とすることができる（告示案 81②）。

### （3）所要安定調達額

所要安定調達額の項目と算入率（所要安定調達算入率）の概要は、次ページの通りである（告示案 91～98）。

<sup>6</sup> 当該額が 0 を上回る場合に限る。

<sup>7</sup> 法的に有効な相対ネットティング契約に基づくデリバティブ取引等については、当該法的に有効な相対ネットティング契約ごとに算出する（告示案 80①）。この場合、本文中の「再構築コストの額」は、法的に有効な相対ネットティング契約の対象となるデリバティブ取引等について、その単位ごとに算出した時価を相殺した後のネット再構築コストの額を用いる（告示案 80②）。

<sup>8</sup> 自己の名をもって、他人の計算において行うレポ形式の取引に関連する負債の額を除く（告示案 81①）。

<sup>9</sup> 両取引の最終清算日が同一、相殺が法的に有効、銀行及び取引相手方が両取引を同時に決済する意図がある（又は両取引が同一の決済の仕組みを通じて行われる）などの要件が含まれる（銀行法施行規則第十九条の二第一項第五号二等の規定に基づき、自己資本の充実の状況等について金融庁長官が別に定める事項第一条第一項第五号及び第六号の規定に基づき、金融庁長官が別に定める連結レバレッジ比率及び単体レバレッジ比率 8②）。

図表 2 所要安定調達額の項目と算入率

算入率	項目
0%	<ul style="list-style-type: none"> <li>○現金（金を除く）</li> <li>○中央銀行等への預け金</li> <li>○中央銀行等に対する債権（残存期間 6 ヶ月未満）</li> <li>○有価証券等の受渡し等を行う取引に係る一定の未収金（※1）</li> <li>○分別管理の対象である金銭の信託</li> <li>○デリバティブ取引等に関連して現金で差し入れた変動証拠金</li> </ul>
5%	<ul style="list-style-type: none"> <li>○処分上制約のない（後述）レベル 1 資産（現金、中央銀行等への預け金等を除く）</li> </ul>
10%	<ul style="list-style-type: none"> <li>○処分上制約のない、レベル 1 資産を担保とした金融機関等への貸出金又はレポ形式の取引による資産（残存期間 6 ヶ月未満）（※2）</li> </ul>
15%	<ul style="list-style-type: none"> <li>○処分上制約のない以下の資産 <ul style="list-style-type: none"> <li>・レベル 2A 資産（現金、中央銀行等への預け金等を除く）</li> <li>・無担保又はレベル 1 資産以外を担保とした、金融機関等への貸出金等（残存期間 6 ヶ月未満）</li> <li>・金融機関等に預け入れている預金（満期なし、又は残存期間 6 ヶ月未満）</li> </ul> </li> </ul>
50%	<ul style="list-style-type: none"> <li>○処分上制約のない以下の資産 <ul style="list-style-type: none"> <li>・レベル 2B 資産（現金、中央銀行等への預け金等を除く）</li> <li>・中央銀行等又は金融機関等への貸出金等（残存期間 6 ヶ月以上 1 年未満）</li> <li>・金融機関等に預け入れている預金（残存期間 6 ヶ月以上 1 年未満）、オペレーショナル預金（残存期間 1 年未満）</li> <li>・金融機関等以外への貸出金等（残存期間 1 年未満）</li> <li>・流動資産に該当しない資産（残存期間 1 年未満）</li> </ul> </li> </ul>
65%	<ul style="list-style-type: none"> <li>○処分上制約のない、金融機関等以外への貸出金等（住宅ローン債権を含む）（リスク・ウェイトが 35%以下）（残存期間 1 年以上）</li> </ul>
85%	<ul style="list-style-type: none"> <li>○デリバティブ取引等又は中央清算機関との取引に関連して預託した当初証拠金又は清算基金</li> <li>○処分上制約のない、金融機関等以外への貸出金等（住宅ローン債権を含む）（リスク・ウェイトが 35%超）（残存期間 1 年以上）</li> <li>○処分上制約のない、流動資産に該当しない上場株式又は有価証券で、当該発行会社に対するエクスポージャーの全額が弁済される見込みが十分に高いもの（残存期間 1 年以上）</li> <li>○現物決済されるコモディティ（金を含む）</li> </ul>
100%	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ネットのデリバティブ資産の額（デリバティブ負債控除後）</li> <li>○規制資本の調整項目</li> <li>○処分上制約のない貸出金等の額（住宅ローン債権及び中央銀行等に対する債権を含む）のうち、全額が弁済される見込みが十分に高いと認められるもの以外</li> <li>○連結貸借対照表（資産の部）に計上されている有価証券のうち、上記以外のもの</li> <li>○上記以外の資産</li> <li>○デリバティブ負債の額の 5%相当額</li> </ul>

（※1）市場慣行に基づく約定日から受渡日までの決済期間内、又は約定日から 4 営業日以内に決済されると見込まれるもの等が含まれる。

（※2）基準日から満期までの期間中、受入担保に対する銀行又は連結子法人等の再担保権に制限がないことを満たすことも必要。

（出所）告示案を基に大和総研金融調査部制度調査課作成

## (ア) レベル1 資産

レベル1 資産には、以下のものが含まれる（現行告示 9①）。

- ①貨幣、紙幣（※1）及び銀行券
- ②中央銀行等への預け金で、払い戻しをいつでも受けられるもの（※2）
- ③中央政府、中央銀行等、中央政府以外の公共部門等（※3）が発行、又は元本の償還及び利息の支払いについて保証する債券等であって、以下に該当し、所定の要件（※4）を満たすもの
  - (a) リスク・ウェイトが0%であること
  - (b) 債務者が金融機関等（又はその子会社・関連会社）でないこと
- ④銀行の海外営業拠点が存在する国の中央政府、中央銀行等が発行した債券のうち、以下に該当し、所定の要件（※4）を満たすもの
  - (a) 自国通貨建てであること
  - (b) リスク・ウェイトが0%超であること
- ⑤我が国の中央政府、中央銀行等、又は銀行の海外営業拠点が存在する国の中央政府、中央銀行等が発行した債券のうち、以下に該当し、所定の要件（※4）を満たすもの
  - (a) 域外通貨建てであること
  - (b) リスク・ウェイトが0%超であること

（※1）貨幣及び紙幣には、外国のものも含まれる。

（※2）預け金の範囲内で、中央銀行等から期限の定めのある借り入れを行えるものも含まれる。

（※3）国際決済銀行、国際通貨基金、欧州中央銀行、欧州共同体、国際開発銀行又は欧州安定メカニズムその他これに準ずるものを含む。

（※4）売買・レボ取引が活発に行われており、過去の市場流動性ストレス期においても現金化が可能であったことが必要。

## (イ) レベル2A 資産

レベル2A 資産には、以下のものが含まれる（現行告示 10①）。

- ①中央政府、中央銀行等、中央政府以外の公共部門等（※1）が発行、又は元本の償還及び利息の支払いについて保証する債券であって、以下に該当し、所定の要件（※2）を満たすもの
  - (a) リスク・ウェイトが20%以下であること
  - (b) 債務者が金融機関等（又はその子会社・関連会社）でないこと
- ②事業法人等（※3）が発行する社債、コマーシャル・ペーパー（CP）又はカバード・ボンド（※4, 5）で、以下のいずれかを満たし、所定の要件（※2）を満たすもの
  - (a) 長期個別格付が AA- 以上（長期個別格付が付与されていない場合、短期個別格付が A-1 以上）であること
  - (b) 個別格付が付与されていない場合において、内部格付手法を採用している銀行が付与しているデフォルト確率が、長期個別格付で AA- 以上（又は短期個別格付で A-1 以上）に相当すること

（※1）国際開発銀行を含む。

（※2）売買・レボ取引が活発に行われており、過去の市場流動性ストレス期において時価又は担保掛目の下落幅が10%以下だったことが必要。

（※3）金融機関等の子会社・関連会社は除く。

（※4）銀行または連結子法人等と密接な関係を有する者が発行するものを除く。

（※5）社債又はCPの場合は、市場で広く取引されているものと同様の内容が定められており、公開情報のみに基づいて評価することが容易であることと、元本・利息の支払いについて劣後的内容を有する特約が付されていないことも求められる。

## (ウ) レベル 2B 資産

レベル 2B 資産には、①住宅ローン担保証券、②中央政府等が発行・保証する債券、③事業法人等が発行する社債・CP、④主要株価指数構成銘柄である上場株式、のうち一定の要件を満たすものが含まれる。

まず、住宅ローン担保証券は、以下の要件を全て満たすものが含まれる（現行告示 11①一）。

- ①債務者が金融機関等又はその子会社・関連会社でないこと
- ②銀行・連結子法人等（※1）によって発行されたものでないこと
- ③銀行・連結子法人等（※1）が、原資産を構成する住宅ローン債権に係る当初の債権者ではないこと
- ④原資産が住宅ローン債権のみによって構成されており、資産証券化商品その他これに類するものを含まないこと
- ⑤原資産を構成する住宅ローン債権が、次に掲げる要件の全てを満たすこと
  - (a) 抵当権の実行に際して、抵当権の目的である不動産の処分代金が住宅ローン債権の額を下回る場合、債務者が抵当権実行後の債務の残額を弁済する義務を負うものであること
  - (b) 住宅ローン担保証券の発行時において、住宅ローン債権に係るローン・トゥ・バリュー・レシオ（※2）の平均が 80%以下であること
- ⑥発行された国において、リスク・リテンション（※3）の措置が採られていること
- ⑦長期個別格付が AA 以上（長期個別格付が付与されていない場合、短期個別格付が A-1 以上）であること
- ⑧売買・レポ取引が活発に行われていること
- ⑨過去の市場流動性ストレス期において時価が 20%を超えて下落していないこと（※4）

（※1）銀行・連結子法人等と密接な関係を有する者を含む。

（※2）当該住宅ローン債権の額の、抵当権の目的である不動産の価額に対する割合。

（※3）住宅ローン担保証券の発行者が、その発行後においても、原資産を構成する住宅ローン債権に係るリスクの一部を負担すること。

（※4）又は担保掛目が 20%ポイントを超えて下落していないこと。

次に、中央政府等が発行・保証する債券は、中央政府、中央銀行等又は中央政府以外の公共部門が発行し、又は元本の償還及び利息の支払について保証する債券であって、以下の要件の全てを満たすものが含まれる（現行告示 11①二）。

- ①適用されるリスク・ウェイトが 50%以下であること
- ②売買・レポ取引が活発に行われていること
- ③過去の市場流動性ストレス期において時価が 20%を超えて下落していないこと（※）

（※）又は担保掛目が 20%ポイントを超えて下落していないこと。

次に、事業法人等が発行する社債・CP は、以下の要件の全てを満たすものが含まれる（現行告示 11①三）。

- ①市場で広く取引されている社債・CP と同様の内容が定められており、公開情報のみに基づき市場において標準的に用いられる手法により評価することが容易であること
- ②元本・利息の支払について劣後的内容を有する特約が付されていないこと
- ③以下のいずれかを満たすこと

- (a) 長期個別格付が A-1 以上（長期個別格付が付与されていない場合、短期個別格付が A-2 以上）であること
- (b) 個別格付が付与されていない場合において、内部格付手法を採用している銀行が付与しているデフォルト確率が、長期個別格付で BBB- 以上（又は短期個別格付で A-2 以上）に相当すること

④ 売買・レポ取引が活発に行われていること

⑤ 過去の市場流動性ストレス期において時価が 20% を超えて下落していないこと（※）

（※）又は担保掛目が 20% ポイントを超えて下落していないこと。

次に、主要株価指数構成銘柄である上場株式は、事業法人等の株式（外国法人が発行するものを含む）で、以下の要件の全てを満たすものが含まれる（現行告示 11①四）。

① 取引所金融商品市場・外国金融商品市場で取引され、中央清算機関を通じて決済されるものであること

② 以下の区分に応じて定められた株価指数の構成銘柄であること

(a) 我が国の事業法人等の株式（円建てのものに限る）：東証株価指数

(b) 流動性カバレッジ比率の基準（又はこれと類似の基準）を適用している国・地域の事業法人等の株式：当該国・地域の監督当局が定めた株価指数

(c) 我が国及び(b)の国・地域以外の国・地域の事業法人等の株式：当該国・地域の主要な株価指数

③ ②(b)(c)の株式である場合、その国・地域の通貨建てのものであり、かつ、銀行又は連結子法人等の海外営業拠点等が当該国・地域に所在していること

④ 過去の市場流動性ストレス期において、時価が 40% を超えて下落していないこと（※）

（※）担保掛目が 40% ポイントを超えて下落していないことが含まれる。

#### （エ）未決済有価証券等の扱い（受渡日基準を採用している場合）

未決済有価証券等の扱いについて、会計処理方法として受渡日基準を採用した場合の扱いが、約定日基準を採用した場合と同様になるような措置が定められている。

具体的には、受渡日基準で会計処理を行っている有価証券等について、「買付けを約定したにもかかわらず、連結貸借対照表に計上されていない有価証券等」は、基準日の時価に基づき計算対象に含まれる（告示案 87②一）。また、「売付けを約定したにもかかわらず、連結貸借対照表に計上されている有価証券等」は、計算対象から除外される（告示案 87②二）。

#### （オ）担保として使用する有価証券の扱い

レポ形式の取引又は中央銀行有担保資金取引において、銀行又は連結子法人等が担保として使用する有価証券は、次ページのように扱われる（告示案 88）。

図表3 担保として使用する有価証券の扱い

	連結貸借対照表に計上されている	連結貸借対照表に計上されていない
担保として受け入れている	所要安定調達額に算入する	所要安定調達額に算入しない
担保として提供している	所要安定調達額に算入する (算入率は、処分上制約のある資産のもの (後述)を適用)	

(出所) 告示案を基に大和総研金融調査部制度調査課作成

#### (カ) デリバティブ資産の額

図表2のように、デリバティブ資産の額からデリバティブ負債の額を控除した額<sup>10</sup>は、算入率100%が適用される(告示案98一)。デリバティブ資産の額は、デリバティブ取引等<sup>11</sup>を時価評価して算出した再構築コストの額(0を下回る場合は0)の合計額である(告示案89①一)。ただし、一定の要件を満たす場合<sup>12</sup>、現金で受け入れた変動証拠金の対価の額を控除することができる(告示案89①二)。

#### (キ) レポ形式の取引による資産の額

所要安定調達額に算入される資産のうち、レポ形式の取引による資産の額は、レポ形式の取引における現金の受取債権の額<sup>13</sup>の合計額とされる(告示案90①)。

ただし、当該受取債権を生じたレポ形式の取引、及び現金の支払債務を生じたレポ形式の取引が、同一の取引相手と行われたものである等<sup>14</sup>の要件を満たす場合、受取債権の額から支払債務の額を控除した額(0を下回る場合は0)とすることができる(告示案90②)。

#### (ク) 処分上制約のある資産の算入率

告示案では、「処分上制約のある資産」の算入率が別途定められている。「処分上制約のある資産」とは、連結貸借対照表又は貸借対照表に計上されている資産のうち、「処分上制約のない資産」以外のものである(告示案1七十七)。

<sup>10</sup> 当該額が0を上回る場合に限る。

<sup>11</sup> 法的に有効な相対ネットリング契約の対象である場合、本文中の「再構築コストの額」は、法的に有効な相対ネットリング契約の対象となるデリバティブ取引等について、その単位ごとに算出した時価を相殺した後のネット再構築コストの額を用いる(告示案89②)。

<sup>12</sup> 現金で受領した変動証拠金が分別管理されていない、デリバティブ取引等について営業日ごとに時価評価を行っており、受領した変動証拠金の額が時価評価額以上である、変動証拠金として受領した現金がデリバティブ取引等の決済通貨と同一である、デリバティブ取引等と変動証拠金が同一の法的に有効な相対ネットリング契約の対象となる、という要件を全て満たす必要がある(レバレッジ比率告示7③)。

<sup>13</sup> 自己の名をもって、他人の計算において行うレポ形式の取引に関連する資産の額を除く(告示案90①)。

<sup>14</sup> 両取引の最終清算日が同一、相殺が法的に有効、銀行及び取引相手方が両取引を同時に決済する意図がある(又は両取引が同一の決済の仕組みを通じて行われる)などの要件が含まれる(レバレッジ比率告示8②)。

「処分上制約のない資産」とは、連結貸借対照表又は貸借対照表に計上されている資産のうち、担保又は差入資産として提供されておらず、信用補完のために用いられていない等の要件を満たすもの、又は中央銀行等への預け金等が該当する（告示案 1 七十六）。

処分上制約のある資産<sup>15</sup>は、原則として以下の算入率が適用される（告示案 99①）。

**図表 4 処分上制約のある資産の算入率**

基準日から処分上制約のある期間の最終日までの期間		算入率
1 年以上		100%
6 ヶ月以上 1 年未満	うち、処分上制約がなかった場合に適用される算入率が 50%以下	50%
	うち、処分上制約がなかった場合に適用される算入率が 50%超	図表 2 に記載 の算入率
6 ヶ月未満		

（出所）告示案を基に大和総研金融調査部制度調査課作成

ただし、処分上制約のある資産に該当する場合でも、以下の資産については、図表 2 に記載の算入率が適用される（告示案 99②）。

市場全体にストレスが生じている場合、又は例外的なマクロ経済上の課題がある場合に、中央銀行等が特別に実施するオペレーション等の担保として提供されている資産

#### （ケ）オフ・バランス取引の算入率

オフ・バランス取引のうち、与信ファシリティ及び流動性ファシリティについては、それらの未使用枠の額に 5%の算入率をかけた額を所要安定調達額とする（告示案 100）。

また、オフ・バランス取引のうち、以下の偶発的に資金調達を要する債務については以下の算入率を適用する（告示案 101 一・二）。

**図表 5 偶発債務の算入率**

銀行又は連結子法人等が流動性ストレス時に取消可能なファシリティにおける未使用枠	取引相手方が信用供与を受ける際に銀行又は連結子法人等に対する事前の通知が必要なもの	0%
	上記以外	3%
銀行又は連結子法人等が契約に基づき行う信用保証に相当するもの		2%

（出所）告示案を基に大和総研金融調査部制度調査課作成

また、その他主要な偶発債務であって、基準日から 1 年を経過する日までの間に生ずると見込まれるものの算入率は、銀行又は連結子法人等が、流動性に係るリスクの管理における区分を踏まえ、その他主要な偶発事象の分類ごとに設定することとされている（告示案 101 三）。

<sup>15</sup> 現金（金を除く）、中央銀行等への預け金、分別管理の対象である金銭の信託等を除く。

#### (4) 銀行が導管体となる資産・負債の不算入

銀行が導管体の役割を果たす一定の資産及び負債は、それぞれ所要安定調達額、利用可能安定調達額に算入しないことができる。具体的には、以下の全ての要件を満たす資産・負債は、算入率を0%とすることができる（告示案102）。

- ①相互に関係する個別の資産及び負債が、明確に識別可能であること
- ②当該資産及び負債の、満期までの期間及び元本額が同一であること
- ③銀行又は連結子法人等が、当該資産及び負債から生ずる資金について導管体となる役割のみ果たしていること
- ④当該資産及び負債のそれぞれについて、銀行又は連結子法人等の取引相手が異なること

### 3. 安定調達比率の開示

#### (1) 年度開示・半期開示

国際統一基準行は、（有価証券報告書ではなく）銀行法に基づくディスクロージャー誌の年度開示及び半期開示において、直近二期分について、安定調達比率（単体・連結）に関する以下の定性的開示事項の開示が求められる<sup>16</sup>（開示告示案2①三、2④、3①ニ、3②、4①三、4④、5①ニ、5②、銀行法施行規則19の2①五ホ、19の3三ニ）。

- ①時系列における安定調達比率（単体・連結）の変動に関する事項
- ②銀行が導管体となる資産・負債の不算入の扱いに関する要件（告示案102。前述2.(4)参照）を満たす場合は、その旨
- ③その他安定調達比率（単体・連結）に関する事項

#### (2) 四半期開示

国際統一基準行は、四半期ごとに、安定調達比率（単体・連結）の以下の定量的開示事項の開示が求められる<sup>17</sup>（開示告示案6①三・四、6②、別紙様式第一号・第二号・第五号・第六号、銀行法施行規則19の5）。

- ①直近5四半期分の安定調達比率（単体・連結）・利用可能安定調達額・所要安定調達額
- ②直近2四半期分の利用可能安定調達額・所要安定調達額の内訳

<sup>16</sup> 監督指針案に詳細が定められている（監督指針案Ⅲ-3-2-4-6(3)）。

<sup>17</sup> 四半期開示は努力義務とされている（銀行法施行規則19の5）。

## 4. 安定調達比率に関する監督上の措置

監督指針案に安定調達比率に関する監督上の措置が定められており、当局は銀行（国際統一基準行）に対し、定期的に、及び必要な場合は随時、安定調達比率の報告を求める（監督指針案Ⅲ-2-3-4-4-3-1）。

安定調達比率が100%を下回った場合、当局は銀行に対し、その理由や安定調達比率の向上に係る改善策について、以下の内容を含め、速やかに報告を求める（監督指針案Ⅲ-2-3-4-4-3-2(2)①）。

- ①安定調達比率が100%を下回った要因（※）及びその背景
- ②安定調達比率が100%を上回る時期の見通し、及びそれまでの分子・分母の推移の見通し

（※）利用可能安定調達額の減少、所要安定調達額の増加等。

さらに確実な改善が必要であると認められる場合には、業務改善命令を発出する（監督指針案Ⅲ-2-3-4-4-3-2(2)）。

また、安定調達比率が近い将来に100%を下回るおそれがあると見込まれる場合には、まずは理由や改善の見込み等についてヒアリングを行う。ヒアリングの結果、なお問題があると認められる場合には、報告を求め、さらに確実な改善が必要であると認められる場合には、業務改善命令を発出する（監督指針案Ⅲ-2-3-4-4-3-2(2)）。

## 5. 適用時期と経過措置

告示案・開示告示案・監督指針案<sup>18</sup>の改正は、2019年3月31日から適用される（告示案附則1）。ただし、以下の経過措置が認められている（適用を受けるためには、その旨を注記することが必要（告示案附則2③））。

### （1）海外営業拠点等のデリバティブ資産の額の算出方法

「当分の間」（具体的期限は未定）、銀行又は連結子法人等の海外営業拠点等が計上するデリバティブ資産の額の算出方法について、告示案に規定された方法ではなく、海外営業拠点等が所在する国又は地域における算出方法を適用することができる（告示案附則2①）。

### （2）海外営業拠点等の一定の資産の算入率

「当分の間」（具体的期限は未定）、以下の資産のうち、銀行又は連結子法人等の海外営業拠点

<sup>18</sup> 開示告示案・監督指針案の適用時期は、金融庁ウェブサイト（注1参照）に記載されている。

等が計上するものについて、告示案に規定された算入率ではなく、海外営業拠点等が所在する国又は地域における算入率を適用することができる（告示案附則 2②）。

- ① レベル 1 資産（現金、中央銀行等への預け金等を除く）のうち、処分上制約のない資産
- ② 金融機関等への貸出金又はレポ形式の取引による、処分上制約のない資産で、以下の要件を満たすもの（残存期間 6 ヶ月未満）
  - (a) レベル 1 資産により担保されていること
  - (b) 基準日から満期までの期間中、受入担保に対する銀行又は連結子法人等の再担保権に制限がないこと
- ③ 金融機関等への貸出金又はレポ形式の取引による、処分上制約のない資産（残存期間 6 ヶ月未満）（②を除く）

(以上)